

国立大学法人東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項の一部改正について

改正理由：推進会議について実態に則して改正することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (推進会議) 第6条 センターに、センター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる者をもって組織する推進会議を置く。 (1) センター長 (2) センターの業務を担当する教員 <u>(3) センターの運営に関わる部長、課長及び室長</u> <u>(4) センターの業務を担当する兼任教員及び協力教員</u> <u>(5) その他インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）が委嘱する者</u> 2 <u>理事・副学長及び機構長</u>は、推進会議に出席することができる。 3 〔省略〕 4 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 5 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和7年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (推進会議) 第6条 センターに、センター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。 (1) センター長 (2) センターの業務を担当する教員 <u>(3) 学長が指名する副学長 若干名</u> <u>(4) センターの運営に関わる部長、課長及び室長</u> <u>(5) センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名</u> <u>(6) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 10名程度</u> <u>(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 2 <u>教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）</u>は、推進会議に出席することができる。 3 〔省略〕 4 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 5 <u>第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 6 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。 〔省略〕